

平成28年12月6日

第77回 神戸市個人情報保護審議会

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・
地下鉄乗車券システムの変更について

(交 通 局)

神交経第123号
平成28年12月6日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市交通事業管理者 佐藤一郎



諮問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第11条「新たな電子計算機処理の制限」に関して)

担当：交通局経営企画調整課

ICOCA 定期券等の導入にかかる地下鉄・バス乗車券システムの変更について
(条例第 11 条「新たな電子計算機処理の制限」に関して)

【ICOCA 定期券情報】

定期券発行番号
定期券種別 (大人・小人・通勤・通学)
定期券有効期間
定期券有効区間
定期券発売額
定期券決済種別
定期券発売場所

【ICOCA 利用者情報 (ICOCA 定期券・小児 ICOCA)】

氏名
生年月日
カナ氏名
性別
電話番号

神交経第 123 号-2
平成 28 年 12 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市交通事業管理者 佐藤 一郎



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：交通局経営企画調整課

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

【ICOCA 定期券情報】

定期券発行番号
定期券種別 (大人・小人・通勤・通学)
定期券有効期間
定期券有効区間
定期券発売額
定期券決済種別
定期券発売箇所

【ICOCA 利用者情報 (ICOCA 定期券・小児 ICOCA)】

氏名
生年月日
カナ氏名
性別
電話番号

ICOCA 定期券等の導入にかかる市バス・地下鉄乗車券システムの変更について

1. 趣旨

神戸市交通局（以下「当局」という。）では、平成 18 年度に IC カードによる地下鉄乗車券システムを導入し、IC カードサービスの充実による利便性の向上に努めているところである。

現在、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が発売する「ICOCA」については、これまでも、市バス・地下鉄で利用が可能であり、多くの方にご利用いただいている。

この度、新たに当局でも「ICOCA」を発売することとなり、そのうち、発売にあたって個人情報の取扱が必要となる「ICOCA 定期券」、「小児 ICOCA」について諮問するものである。

2. 今回の諮問内容

① ICOCA 定期券、小児 ICOCA 発売にかかる利用者情報の電子計算機処理【11 条諮問】

当局で ICOCA 定期券、小児 ICOCA を発売するにあたり、新たにこれらの利用者の情報を市バス・地下鉄乗車券システムにおいて処理する。

② JR 西日本への情報連携について【12 条諮問】

当局で ICOCA 定期券、小児 ICOCA を発売するにあたり、JR 西日本で情報の集積を行う必要があり、当局と JR 西日本とで一定の情報（ICOCA 利用者情報、ICOCA 定期券情報）を連携する。

3. 効果

(1) 乗客の利便性の向上

この度「ICOCA 定期券」等を発売することにより、当局で現在発売している「PiTaPa 定期券」と合わせて、利用客が自分のスタイルに応じた定期券を選択することができるようになり、利便性が向上する。

【参考：カードの比較】

	支払方法	発行	審査	利用額に応じた割引
ICOCA	先払い（プリペイド）	即日	なし	なし
PiTaPa	後払い（ポストペイ）	2～4 週間	あり	あり

(2) IC カードの効果

乗客にとっては、①切符購入や精算の手間が省ける。②定期券など紛失・盗難時の再発行が可能となる。③IC カードによる市バス乗継割引が利用できることになる。などのメリットがあり、当局としても、磁気カードの偽造リスクが回避できるなどのメリットがある。

4. 運用開始時期

平成 29 年春運用開始予定

5. 処理件数 一日平均 約 32 万人

一日平均乗車人数（敬老・福祉 IC 除く） × （IC 化率目標値（H32））	}
地下鉄） 294 千人 × 70% = 206 千人	
バス） 169 千人 × 70% = 118 千人	
計 324 千人	

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理・使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ① 端末機（改札機・チャージ機・定期券売機・係員処理端末等）の操作にあたっては、各職員に貸与するカードによる認証と段階的な権限の付与を行うとともに、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータを管理するサーバについては、設置場所への入館時には守衛によるチェック、サーバ設置室への入室は指紋認証により入室制限を行うことによりセキュリティを確保している。
- ③ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し外部からの不正アクセス行為を受けられることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している部屋への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 端末機及びサーバへのすべての操作状況（アクセス状況等）を保存する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑥ 回線を接続する JR 西日本とセキュリティに関する規程等を整備し、神戸市と同等のセキュリティレベルを確保する。

端末・サーバの保守や駅業務の業務委託先にも、セキュリティに関して万全を期すよう、チェックするとともに、指導を行う。